

金石資料による石壁玄中寺史の研究

道 端 良 秀

目 次

- 一、序 言
- 二、玄中寺の創立年代と曇鸞大師
- 三、新出の六朝造像碑
- 四、唐代の碑文
- 五、北宋の供養錢佛群像
- 六、金代元刻の活躍
- 七、元代玄中寺の改額
- 八、世代住持に就いて
- 九、玄中寺教線の發展——下院考
- 十、院親、法親に就いて
- 十一、結 語

七祖の内、支那三祖の在住しましたる處として、一度はその聖地を踏み、靈場に參拜して、親しく三祖の遺蹟に接し度いと念願する所の寺である。今幸ひにしてその念願が達せられ、昭和十七年四月及び八月九月の兩三度に亘つて、この聖地に到り、親しく祖前に跪くことを得た。

玄中寺は正しく曇鸞、道綽、善導已下の念佛の祖師在住の寺であり、支那日本淨土教念佛の根本道場である。現在の支那佛教が殆んど念佛であり、日本佛教も亦その中心は念佛であるとすれば、この玄中寺こそは、支那日本佛教の根本道場なりと言つても過言ではない。然るに

石壁玄中寺は吾々淨土教徒に取つて忘ることの出来ぬ、念佛の根本道場であり、聖地である。眞宗に於ける

一 序 言

てこれに充て、瓦礫飛散し、草莽々の内に、只石碑や鐵佛が、ありし昔の姿を残して、過去の歴史を物語つて居るに過ぎないことは、餘りにも勿體なき限りである。

此處に於いて日華佛教徒相寄り、相計りて、玄中寺復興會を建設し、諸種の計畫を立て、今後徐々にこの念佛の根本道場の復興發展策を劃し、日華兩民族の精神的結合に資せんとしたものである。この事業の一端として、

玄中寺の徹底的なる調査研究は、最も重要事項で、その準備として、一應現存の金石資料の拓本蒐集に掛り、幸ひ大體これを了するを得た。

今こゝに於いて述べんとする研究は、この蒐集された金石資料によつて、今迄整理調査済みのものに就いて、一通りの報告をなさんとするものであるが、元來この研究は相當大部なものであり、限られた紙數に於いては到底満足なる論述をなすことは出來ない。従つて目次に從つて、全くその概要を述べるに留めた事を豫め斷つて讀者諸賢の御了承を御願ひする。

尙玄中寺に關しては、從來唐の善導以後、即ち近世のそれに就いては、全く知る由なく、一つの文獻もないといふ

言ふ狀態であつたが、今回現存の金石碑文によつて、從來不明とされて居た、宋以後の玄中寺が次第に明瞭となつて來たことである。従つてこゝでは、主として近世の玄中寺を中心として論を進めて行くが、先づ最初に、金石文による、玄中寺と曇鸞法師との創建問題に就いて、論述することにする。

二 玄中寺の創立年代と曇鸞大師

玄中寺の創立に就いては、從來未だ一定の學說はない。曇鸞の玄中寺として、彼の念佛弘通の地となし、或は曇鸞の立てられたものともされて居る。只玄中寺内に存する北魏延興二年、曇鸞大師創設の碑文は、年代上から見て、大師の未だ生れざる以前の事であるから、この碑文を以て誤なりとして、この延興二年説を一顧だにしない事として居る。従つて今では、何日頃誰によつたのか、未定のまゝである。或は曇鸞によつたと言ひ、然らずとも言はれて居る。今こゝでこの不定なる玄中寺創立問題に對して、その創立者は曇鸞大師、時は北魏の延興二年と決定して見度いと思ふ。即ち玄中寺に存する碑文

をそのまま肯定して、この説を立てたいと思ふのである。

碑文は現在半壊して、方に倒れんとして居る千佛閣の壁間に嵌入してある、長慶三年五月二十三日の「特賜寺莊山林地土四至記」である。云く、

「昔大魏第六主孝文皇帝、延興二年石壁峰曇巒祖師初建寺、至承明元年寺方就、至大和十八年本寺崇修大會感甘露降云々」

と明かに曇巒祖師の創建を記して居る。然るに一方道宣の『續高僧傳』の曇巒傳によると、玄中寺の工事を始めた延興二年には、未だ出世して居らずその功の成つた承明元年になつて生れた事になつて居るから、この碑文の記事は何かの誤りで、この説は不可であるとするのである。

さて然らばこの道宣の説が正確であるかと言へば、敢てこの説を絶対視する何らの根據もない。『續高僧傳』卷六の曇巒傳には、何ら玄中寺創立に關する記事はなく、只

業、今號智公嚴、以魏興和四年因疾卒于平遙山寺、春秋六十有七

とあるものによつて、この説を立てる譯である。魏の興和四年に六十七歳を以て卒して居るから、これから逆算すると、延興六年即ち承明元年に生れた事となる。従つて承明元年に成就したとする碑文の、曇巒祖師創立説は誤とするのであるが、然らば何が故に碑文を誤とし、『續高僧傳』の説を採用するのか。これは確然と年號を明記した碑文が正しくて、却つて道宣の曇巒傳の方が誤ではないのか。

普通『續高僧傳』の道宣の説を是とする所以は、當代第一の佛教史學者たる道宣の言を信するのは、彼よりも百八十有餘年も後に出來た、長慶三年の碑文の記事を信ずるよりも、普通妥當性を有し、又史學研究者の立場からも當然の事なのであるからである。さて一應は最もであり、妥當な解釋であるが、跡で『續高僧傳』の曇巒傳のみによつて、碑文の説を直ちに非とすることはどうかと思はれる。却つてこの碑文の説こそ正しく、道宣の曇巒傳は、何かの混亂か、誤を犯して居るのではあるまい。

晚復移住汾州北山石壁玄中寺、時往介山之陰、聚衆蒸

かと思はれる。

先づ第一に、この碑文の記事は何ら曖昧な態度はなく、確實に正確に年號を記載し、延興二年に始めて、五年後（承明元年）に成就したと言ひ、この時の天子は北魏第六主孝文皇帝と述べて居る、この記錄態度は何かしら信用してよいものがある。

第二には、道宣にしても、曇鸞傳に於いて、大師の玄中寺創建を何ら否定して居ない。記事中に、「晩に復び玄中寺に住す」とあるこの「復び」と言ふ字は、これ以前に玄中寺に住して居た事を物語るものである。且つ道宣は他の處、即ち卷二十道統傳に於いて、玄中寺は「即ち齊時曇鸞法師之所立也」と述べて居るから、道宣も亦玄中寺が曇鸞によつて創立された事を主張するものである。即ち碑文と同一主張である。

第三に道宣の記事は、この曇鸞に關しては相當の誤を犯して居ると言ふことである。即ち曇鸞傳に於いては、彼は魏の時代、六十七歳を以て卒したと言ひ乍ら、他の道統傳の處に於いては、齊の時曇鸞法師が玄中寺を立てたと言つて居る。齊は北魏が東魏西魏と分れ、それが更

に各々北齊北周となる、その北齊の事であるから、年代の誤りも又甚しい。一方では既に寂し、一方では死後相當の年月を経た時に玄中寺を建てたと述べて居る。前後矛盾に陥つて居ると言はねばならぬ。且つ又曇鸞傳に、彼の著『安樂集』とあるは明かに、『淨土論註』の誤で、『安樂集』は道禪の著である。

以上の理由によつて考ふるに、『續高僧傳』の曇鸞傳に於ける、彼の寂せる年齢或はその年號の上に、何か誤りがあるのでなからうか。助手の資料整理中に於ける誤記などではあるまいか。かく考へて來ると、道宣も玄中寺は曇鸞法師の所立として居り、從つて晩に復びこゝに住したと述べて居るが故に、現存長慶三年の碑文に從つて、玄中寺は曇鸞によつて、北魏の延興二年に始められ、承明元年に成就したと見るのが正しいのではあるまいか。敢てこの説を確然としたものとして提出し度い。

尙これに附隨して多少の問題が残されて居る。即ち延興二年に曇鸞によつて玄中寺が建てられたとする、彼の年齢の上に相當の異動があることである。從來承明元年の出世として、それを規定として、彼の南方陶弘景の

訪問、歸途洛陽に於ける菩提流支との會合、流支による淨土念佛への廻心、及び玄中寺等に於ける念佛弘通、平遙山寺に於ける示寂、その年時、寂年數など、相當に變つて来て、何れも少くとも二十年以上は繰上げられ、それだけ長壽を保つたこととなる。春秋六十九は當然改められねばならぬ第一の問題であり、又南方探訪の年齢、淨土歸入の年齢も、從來のまゝの説を以て、只二十年以上だけを繰上げるとすると、淨土歸入の年などに相當の無理を生ずることとなるが、今こゝに於いてはその問題に觸れぬこととして、一應如上の説を提唱して識者の御批判を待つ次第である。

三 新出の六朝造像碑

玄中寺境内には現在唐以後の石碑が澤山残されて居るが、今回更に六朝時代の造像斷碑が發見された。殆んど磨滅し斷碑で完全ではないが、幸ひにも銘の部分が残されて居て、どうにか次の如く讀み得られた。

大代延昌四年歲、次乙未十月庚午、朔七日丙子却^ノ村、昌南比丘法^ノ合邑七、十人上爲皇帝陛下、造石佛像兩

區願天 下大平人民和順願□ □心

即ち北魏の宣武帝の延昌四年十月七日に、却^ノ村の邑師法某なるものが、村民七十人と共に、皇帝陛下の爲に、石像二區を造つて、天下大平、人民和順を願つたものである。延昌四年と言へば、玄中寺が建立された承明元年から四十年後の事で、彌勒大師の六十歳以上で、丁度この

玄中寺に居住して居られた頃と思はれる。この時代に邑師即ち村の教化僧が發起して、七十人の同願者をして、石像二區を作り、この玄中寺に安置したと言ふことは、この文面に何ら彌勒の事に觸れてなく、教義的にも何ら新事實は見られないが、少くとも彌勒在住時代の、大師の息吹のかゝつた、かかる石像碑が残されて居ると言ふことは、當時の玄中寺の様相を知る、確たる史料として貴重なものと言はねばならぬ。

この石像碑は上述の如く、斷碑の爲、肝心の石像の部分はなく、僅かにこれに參加した、供養者の像が二段だけ残され、居るに過ぎない。當時の造像碑の形式から考へると、この二列の供養像の上には、佛像二區が彌勒の居たものらしく、石碑の大きさから見て、そんな大き

なものではないやうである。

四 唐代の碑文

現存するものは三碑である。即ち開元二十九年（皇紀一四〇一）立、金の泰和四年（皇紀一八六四）重立の「鐵彌勒像頌碑」と、元和八年（皇紀一四七三）立、元の至順三年（皇紀一九九二）重立の「甘露義壇碑」と、長慶三年（皇紀一四八三）立の「特賜寺莊山林地土四至記」である。何れも貴重な新資料を呈供して居るもので、高僧傳を初め諸文獻に傳へてない、重要な事實を記載して居る。道禪禪師と唐の朝廷との關係、天下三戒壇として名を馳せた甘露壇が玄中寺に設けられて居たこと、玄中寺が曇巒大師の創建で、度々朝廷より田莊を賜つたことなど、全く貴重な新事實を傳へるものである。がこれら的事に就いては、既に研究され發表されて居ることであるから詳述を省く。

五 北宋の供養鐵佛群像

道禪、善導及びその門下の華々しき活躍を経た、玄中

寺の其の後はどうであつたか。唐以後の玄中寺に對しては、諸文獻は何ら記録を殘して居ない。淨土念佛發祥の地とも言ふべき山西の玄中寺が、咨として事實を傳へてない事は、甚だ物足りなさを感じる。然るに今玄中寺の遺蹟を探ることに於いて、こゝに唐以後に關する玄中寺の多くの史料を得ることが出來た。現存する宋代の供養鐵佛群像は、方しくその一有力資料である。

諸堂完備せる時は、奥の千佛閣に安置されて居たが、現在は山崩れの爲に半壊して將に倒壊せんとして居るために、その中の像像は悉く、下の接引堂、準提堂に雜然と置かれて居る。これが宋代の供養鐵佛と、明代の供養鐵佛である。宋代のものは百二十有餘尊、坐像佛で、時代は北宋末の徽宗皇帝の時、崇寧三年、建中靖國元年、大觀二年などの年號が見れる。然かもこれは相當多く寄進されたものゝやうで、佛像に刻せられた番號によると二百八十二尊と言ふ番號が見れる所より見ても、少くとも三百近くの鐵像があつたことが知られる。

一體この供養の佛像は、近縣の檀信徒によつて、修功德の爲に造立されたもので、銘によつて、この造像に關

係し中心になつた僧として、玄中寺の順遠、順能等なることを知る。従つてのことよりして、玄中寺の社會的生命が未だ衰へず、信仰の中心として、社會大眾の社會的支持を受けて居たことを知ることが出来る。

尙「鐵彌勒像頌碑」の金代の跋文によれば、これより先、北宋の哲宗元祐五年（皇紀一七五〇）に火災によつて、諸堂の七八を焼失し、後二十餘年を経て、寺主道珍によつて復興再建されて居る。供養鐵佛像は再建以後のものである。

更にこの時代に於ける高僧として、龍潭和尚の事蹟を後の碑文より知ることが出来、これは又交城縣志卷八にも略傳を載せて居る。即ち石壁寺に於いて華嚴經讀誦中に、鳩鵠二鳥がこれを聞き、この功德によつて縣内榮家に生れ、龍潭によつて出家し四十年間此處に在つて化したことなどを述べて居る。清朝末迄この龍潭像と共に、鳩鵠二祖像が玄中寺に安置されて居たことが見へ、現在も龍潭修行の場所として残つて居る。

尙宋代の石碑として現存するものは、割合に少く、天王殿に嵌入された詩刻の碑など三箇に過ぎない。

六 金代元釗の活躍

北宋は瀘州より興れる女眞民族の金の爲に滅され、南方に追はれて、今の杭州を首都とする國家を形成し、現今の北支一帶は悉く金の統治下に置かるゝ事となつた。

從つて玄中寺は勿論この金の統治下に在つたが、碑文の示す所によれば、玄中寺の發展は金治下に於いて、何ら變ることなく、所謂玄中寺の別院たる下院の設置が行はれ、その數線を四方に張るに至つたやうである。

金の國家が、政策的に於いても佛教を保護せる爲に、北支一帶の佛教は依然として北宋の状態を續けたが玄中寺に於いては章宗の行幸を得た程で、現に章宗帝の詩が残されて居る。従つてこの時代の玄中寺の勢が、どの程度のものであつたか、略々想像することが出来る。

此の間に在つて、玄中寺の住持元釗の活躍は注目してよい。彼は交城縣文陽橫溝里の人、初め鄭州の福祥院に住持すること十有五年であつたが、大定二十一年に郷に歸り、衆に推されて玄中寺の住持となり、玄中寺振興に力を盡したが、宛も二十六年、火災の爲堂宇は殆んど鳥

有に歸したが、二十年間の努力は、遂に諸堂伽藍を完備復興するに至つた。彼の弟子又多く、知れる所だけでも復興に共に努力せる淨悟、淨演を初め、淨行、淨德、淨恩、淨澄、淨覺、淨湛等已下、十有八人を數え得る。又同門と思はれる元璘、元肇、元珪などの名も知り得る。

當時既に交城、文水に十有三の下院、即ち玄中寺の下寺が設けられ、玄中寺の別院として、本院と連絡しつゝ數線を擴げて居たのであるが、これら下院の住持には、多く元釗の弟子の名が見へる。かくして元釗は金末章宗の頃、玄中寺住持として、大いに勢力を張つたやうで、現在玄中寺墓塔群中に、泰和六年七月(皇紀一八六六)立の彼の靈塔が立つて居るが、これは現存墓塔中最古のものである。又彼の有名な唐の鐵彌勒像碑は、彼が重立したものであり、宋の御書碑も重立して居る。

七 元代玄中寺の改額

現存の玄中寺天王殿に、「勅建永寧禪寺」と堂々たる明代の横額がかけられて居る。即ち玄中寺は普通永寧寺と呼ばれて居るが、この永寧寺と改められたのは、元初

の太宗皇帝の時である。世祖の至元二十一年(皇紀一九四四)立の「宣慰謝公述修考妣功德之記」の中に、

聖朝律を革めて禪となし、號を永寧禪院となす。

とある。從來律寺たりし玄中寺が、こゝに改められて禪寺となり、同時に永寧寺と額を賜つたのである。こゝでは聖朝とて何年か確定的でないが、辛卯年二月の中書省奏過碑によれば、皇帝聖背を奉つて、石壁寺を改めて、龍山護國永寧十方大玄中禪寺となす、と出て居る。辛卯年とは太宗の三年で、金も餘命を保ち、勿論南宋も昌んなど時で、南宋理宗紹定四年(皇紀一八九二)の時である然かも玄中寺を改額したとは言ひ、單に永寧寺としたものではなく、寧ろ更に永寧寺の額を賜ふたと見るべく、後の元碑に永寧寺の呼稱に對して、玄中と永寧、さては石壁を互に入出させて居る。即ち大龍山十方護國石壁永寧禪寺とか、特賜龍山石壁護國永寧十方大玄中禪寺とか大龍山石壁玄中禪寺と言ふが如く記せられて居る。

以上によつて見れば、從來の石壁寺、玄中寺、或は石壁玄中寺の寺號を廢せるものではなく、新たに更に永寧の額を賜ふて、これに附加されたものである。從つて上

記の如く永寧と呼稱せずに、只大龍山石壁玄中禪寺と、全く從前と同様に言はれて居ることに於いて知ることが出来る。只こゝに異なることは、改めて禪寺として、必ず禪の字を入れることである。これが即ち太宗三年に、律寺を改めて禪寺となし、同時に永寧禪寺となされた、重要事項である。

一體支那の寺院制度に於いて、日本の今日の寺院法に定められたるが如き、一宗所屬の寺院と言ふものは、殆んどあり得ない。律寺と言ひ、禪寺と言ひ、或は講寺と言ひ、教寺と言ふも、決して吾々日本流に解するが如き性質のものではない。元來天臺宗と言ひ、華嚴宗と言ひ法相宗と言ひ、禪宗と言ふも、宗それ自からが、日本の宗派の如き概念を以て、これを解釋することは誤りである。確固たる一宗の教團組織はなく、従つて確たる制度もない。従つてこれに屬する寺院に於いても、本末の如き縦の關係もなく、相互連絡の横の關係もない。一寺院が堂々たる獨立のものであり、そこに各宗、即ち昔であれば學派と稱してよい宗の人々が住して居る譯である。かくの如くして唐宋位迄は、各寺院はそれに住持する

僧によつて、華嚴中心の寺となり、天臺中心の寺ともなり、或は禪、真言、淨土それゝ中心の寺と變化していくのである。宋頃から元明に於いて、寺の制度が設けられ、律寺とか、禪寺とか、講寺とか、教寺とかに分類せられることになつたが、これとても決して日本的な宗教でもなく、組織でもない。

従つて今玄中寺が律寺から禪寺に改められたと言ふことも、内容的に然かく重大問題ではなからうが、一應は唐代に於ける天下三戒壇の一たる玄中寺が、こゝに禪寺として新發足を遂げることとなり、それが内容組織も多少の變化を來たすこととなつたことは、これ又當然と言はねばならぬ。

八 世代住持に就いて

玄中寺の墓塔は現在、玄中寺參道の傍、安定村の山麓から寺迄の、略々半ば位に存在する。二ヶ處に分れて居るが、金の元釣の墓塔を最古として、清朝迄の歴代の住持、或は本院、下院の知事、住持の墓塔がある。これには第何代住持と、玄中寺世代住持を明かにして居るが、

一體誰が初代住持であり、何日頃からこれが世代を定むることとなつたか。

吾々の考ふることは、玄中寺創立の曇巒法師を初代、即ち第一代の住持となすと言ふことであるが、今現存の墓塔の拓本によれば、元代の住持中に、明かに世代を記したものは、第十代龍巖禪師洪選の壽塔と、第十四代住持雲山禪師洪逐の壽塔とある。而して十代洪選の壽塔は、元末順宗の至正五年（皇紀二〇〇五）であり、十四代洪逐の壽塔も至正の年である。數字不明で至正何年か判然しないが、至正は二十八年を以て、明の世となり。

洪武元年となるのであるから、それ迄の年、少くとも至正五年から四代目であるから、至正の最後頃であらう。

さてこのやうにして見ると、第一代は到底北魏の曇巒迄遡る事は出來ない。順宗の初を以て十代とすれば、普通日本的に見て一世代を三十年とするそその初代は或は金初に置かねばならぬ。金初とすれば誰であらうか。然し乍ら今十代から十四代迄の世代を見るに、僅か三十年足らずに於いて、四代を駆けるを見る時、この玄中寺の世代は終世ではなく、住持の退隱などからして、非常に

短月の場合が多いと思はれるから、第一代を更に引下げねばならぬ。すると金代に最も活躍したと思はれる、上述の元釗が初代住持ではなからうかと考へて見たが、特別元釗より初代世系とする理由がない。

さて以上の如く考を推して行くと、元初に於いて律寺を禪寺と爲し、永寧禪寺の額を賜ひ、こゝに禪的な制度を布き、山門知事などを任命するに至つた、この時を以て禪寺としての初代住持を任じたものではあるまいか。これが最も隠當であり、妥當である。さてそれではこの時の住持に誰であつたか。

幸ひにも太宗の辛卯年九月、即ち太宗三年九月の「中書省疏碑」に、「大龍山石壁護國永寧禪寺住持傳法嗣祖沙門惠信」の名が出る。宛も律を改めて禪寺となし、永寧寺と改額した同年の碑文に、かく時の住持僧惠信の名を見るることは、この惠信を以て、第一代の住持としたものではないか。然かもとの推定を確實ならしめる更に別の石碑が現存することは有難い。

即ち墓塔銘であるが、甲午歲仲秋八月建の「賜紫廣明禪師演公靈塔」に、「當山改律爲禪第一代傳法嗣祖沙門、

「師姪惠信」とあることである。甲午歳は太宗の六年と思はれるから、上記の太宗三年の「中書省疏」に對應すれば、この惠信は同一人である。然かもこれには明かに、改律爲禪第一代として、禪寺と改めた時を以て第一代としたものであることが分り、これが即ち惠信なのである。

この第一代住持惠信に就いては、弟子廣安立石、德雲寺慧青選の彼の傳記「圓明禪師還行之碑」がある。これによつて彼の小傳を知り得るが、彼は交城縣東社人で、玄中寺に住する五十有餘年、諸殿堂灰燼の後を受けて、復興事業に從事し、舊に越ゆる大伽藍を増築し、松檜を植ゆる幾千百本、又講筵頗る聞へ、弟子七十餘人、升堂荷負の者二十餘人玄中寺の中興は實に彼によると言はれた。至元十五年、壽八十五歳を以て寂した。碑陰に當時元の首都燕京佛教の長老たる圓福寺從超の贊が載せてあるが、以て彼れ惠信の佛教界に於ける地位を知ることが出來やう。

以上の如くして近代の玄中寺は、第一代の惠信より始まつたが、諸碑や墓塔よりして、上記の十代洪選、十四代洪逐以外に、更に六代從闇、七代從和、九代從吉の住

持名を知り、別に十代迄に廣瓊、廣素、虎巖などの名に入るやうであるが、尙これは不明である。

尙元代に於ける現存の石碑墓塔銘は二十有五を算し、これによつて元代玄中寺の狀況を知ることが出来るが、特に注意すべきものとして、成吉思汗皇帝の制旨碑が、蒙古新字と漢字とによつて刻せられて居る。即ち玄中寺財產保護令であるが、この成吉思汗の寺領保護令は、敢て玄中寺のみではなく、他にも二三これを見るが、八思巴文字を以て告示せる碑文は餘り例がないやうで、この點貴重な資料である。

九 玄中寺教線の發展——下院

に就いて

金の泰和四年の鐵彌勒像重立碑陰に、玄中寺の下院として十三ヶ寺を擧げ、元になつて、至元十五年の「圓明禪師碑」に二十三ヶ寺を擧げ、元貞元年の「大原路都僧錄安公碑」に二十三院を、大德十一年の「寬公法行記」に二十一院を、至訓三年の「甘露義壇重立碑」には三十院を擧げて居る。前後混合して三十九ヶ寺院の下院が、北支各地に分布されて居るのを見る。

この下院とは、山院即ち玄中寺に對するもので、本寺

述せるを以て、こゝでは詳細を省くこととする。

末寺、本院、別院の關係にあるもので、本寺教線の發展

であり、本院勢力の擴張である。今これが分布を見ると

十院親、法親に就いて

交城縣内に十ヶ所、文水縣内に十ヶ所、遠く蒲州永濟縣に二ヶ所、同じく猗氏縣に二ヶ所、山西省の省都太原府に一ヶ所、北内城線の險を越へて、應州に二ヶ所、太同に一ヶ所、更に遠く蒙古の地、元の都開平府、今のドロノールに一ヶ所、東して大行山脈を越へ、河北の平原にて望む獲鹿縣に一ヶ所、山東省曹州に一ヶ所、南して中原の開封に一ヶ所、鄭州中牟縣に一ヶ所で、實に北支全域に及んで居ると言つてよい。

この事は實に驚くべきことで、山西の僻地にある玄中寺が、その教化網を殆んど全北支に張り、凡そ四十の下院を設置して、北支佛教に君臨して居たことは、今迄想像も及ばなかつた事實である。その堂々たる布陣を見、その上下相互の人事交流などを見る時、元代の玄中寺が如何に堂々たるものであつたか、全く想像以上のものがあるやうである。

前節に述べた下院に對して、元碑の内に、院親、法親なる文字が出て来る。即ち至元十五年の「圓明禪師碑」に、院親陽渠永福院首座印心已下、及び在府即ち太原府東三學院德了と言ひ、次の元貞二年の安公碑にも上記二院を擧げ、已下明代の碑迄同様に院親として載せて居る。然るに至順三年の甘露壇重立碑には、院親として永福院以外に、惠明院、建法院、多佛寺、壽聖花塔禪院の四院を擧げ、別に法親として、玉山禪明禪寺德裕、梁泉法雲寺元超、恩賢院義鈞を擧げて居る。

この院親、法親は如何なる意味か、未だ確定するに至らないが、恐らく院親とは、玄中寺と永福寺との關係を述べたもので、即ち寺院同志の親類と言ふ意味で、從つて在住の住持が誰に代はらうとも、その人には關係なく、親類關係を保つて居るものであらう。これに對して法親とは、人の關係で、玄中寺住持と師弟關係か、或はその他の關係に於ける深き交渉ある寺を、別に法親と言つた

ものであらう。従つて法親は永續性なく、人と人との關係であり、院親は寺院對寺院の關係であらう。然し乍ら何れも、他の一般寺院とは異り、下院より上位に位置して、密接なる關係を持続せるものらしく、この點下院と共に、玄中寺勢力の發展、教練の擴張、元代玄中寺の隆盛を物語る、有力なる一資料となるものであらう。

十一 結 語

豫定紙數を越ゆるを以て、甚だ概略乍ら元代迄の、玄中寺の諸様相を概括した。尙明代の石碑及び墓塔は二十有餘、清朝のもの十七を數ふるが、これによつて、明清時代の玄中寺の盛衰を知ることが出来る。碑以外に明朝の供養鐵佛像九十有餘尊、同時代の木佛像二十有餘尊、明代の大鐘二、同じく七級の小鐵塔一も有力なる資料である。特に明代に於いて關帝廟の如き、或は其他の民間信仰的な傾向が入つて來た事は注意すべきことである。

清時代特に乾隆時代であるが、盛んに復興興隆に力を盡して居る跡が見へるが、一般支那佛教界がそうであつたやうに、次第に勢力を失つて來たやうで、下院との關係も或は連絡を絶つやうな状態にあつたやうである。尙最後に一言し度きことは、念佛の根本道場たる玄中寺が、碑文中に於いても何ら深くこれに觸れて居らない

ことである。只元の一碑に「一巒綽の清風」云々の文字があり、墓塔銘中に「無量壽佛」の佛名が見へて居るだけである。然し乍ら清碑によれば曇懃法師の名を傳へ、開祖を大師に歸して居るのは、長慶三年の唐碑によつたもので當然の事である。

かくの如く玄中寺は淨土教に對して、曇懃、道綽、善導諸師に對して餘りにも無關係の如き態度であるが、然しこれは前述の如く支那寺院制度に於いて、且つ近世支那佛教の狀勢を知る事に於いて、略々解決がつくと思はれる。勿論玄中寺が唐代の如き淨土教念佛の根本道場としての勢がない事は事實であるが、然し念佛がないと言ふ意味ではない。淨土念佛に知名の士が出なかつたと言ふことだけであつて、玄中寺が禪寺となつても、念佛は唐代に於けるが如く行はれて居たものであらう。近世支那佛教は、禪であり念佛であることは、今更説明の要もないことである。然かも外觀は禪寺であつても、その精神生活は全く淨土念佛と言つてよい。従つて玄中寺が同様に曇懃、道綽、善導の流を波んで、淨土念佛を弘めて居たと言つても、何ら索詮附會ではない。この點飽く迄も玄中寺は、吾等念佛教徒の根本道場であり、聖地たるべきに相應しきものである。